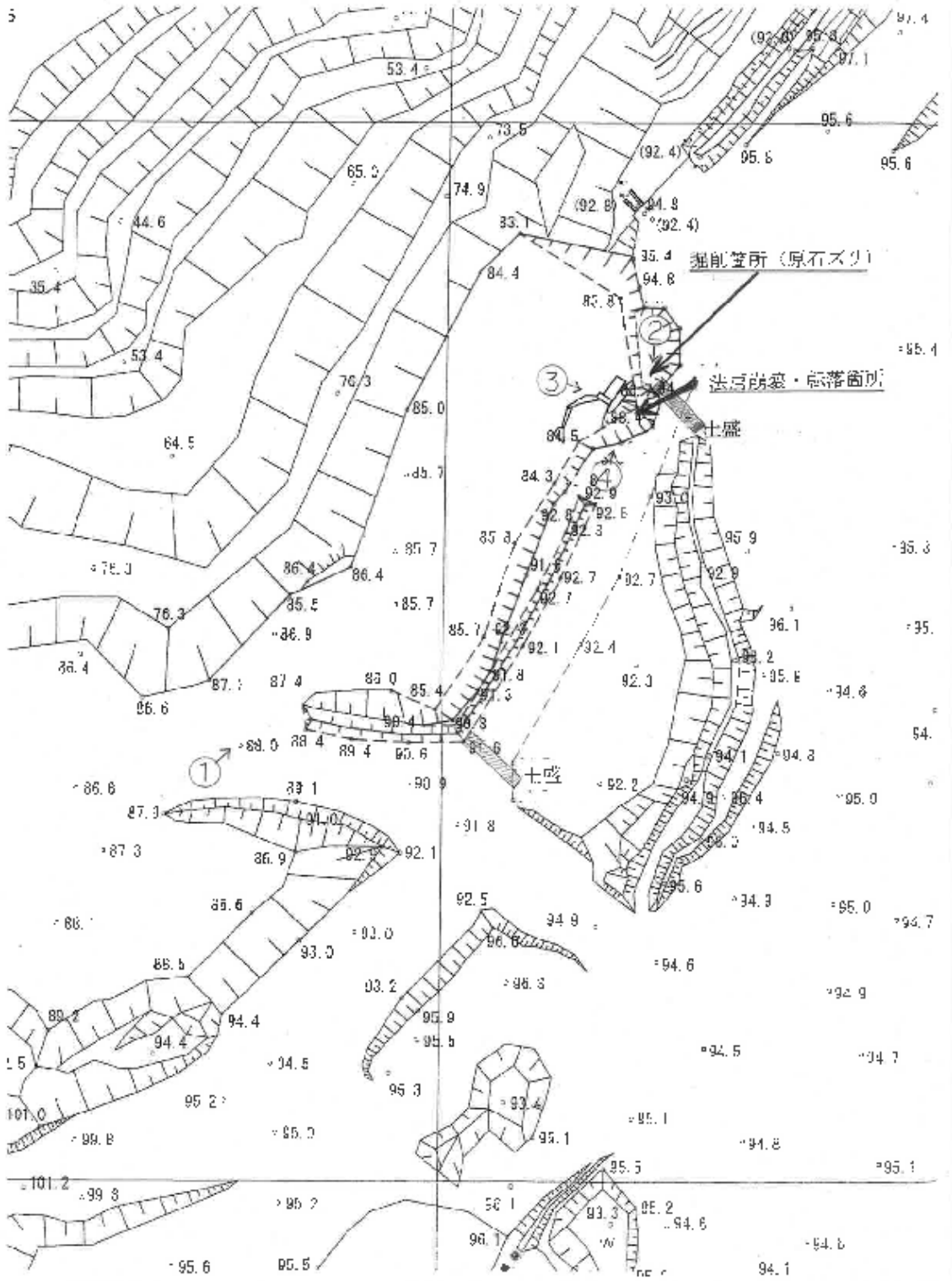


災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：福岡県					
災害等の種類：運搬装置のため（車両系鉱山機械）	発生日時： 平成29年4月29日（土） 14時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 44歳、採鉱主任（作業責任者）、直轄、勤続・経験年数9年2ヶ月						
罹災程度：右膝蓋骨開孔骨折、頸椎捻挫、左肩腱板損傷、頸椎神経根損傷（約2ヶ月）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>当日午後、罹災者は、95mLの旧原石運搬道路（罹災箇所）の道路表面に敷き込まれている原石ズリ（敷込み厚さ4m）を回収するため、他の場所に駐車されていたバックホーを運転し、13時30分頃作業現場（旧原石運搬道路）へ移動させた。旧原石運搬道路は下部レベルの85mLの剥土岩処理の進捗により狭くなっていたため、進入禁止措置の土盛が設置されていたが、罹災者は土盛を除去してバックホーを進入させた。履帯が法肩に平行になるように停車させて作業を開始し、14時00分頃1回目のダンプトラックへの積込みが完了した後、2回目の積込みのため、右旋回を行っていたところ、法肩が崩れ、約9m下の85mLに転落・横転し罹災した。なお、罹災者は当日朝、鉱務課長から、85mLから剥土処理するよう指示を受けていた。</p> <p>近くで作業していた作業員が罹災に気づき、罹災者をバックホーのキャビンから救出した。罹災者は意識がはっきりしており、歩ける状態であったため、社用車で休日当番病院へ搬送された。</p> <p>病院では、レントゲン、CT検査を行った結果、当直の医師より右足膝部の骨折であろうとの診断を受けたが、専門医が不在であったため、5月2日に再度診察を受け、右膝蓋骨開孔骨折、頸椎捻挫として約1ヶ月の安静入院加療の診断書が出された。その後6月6日、リハビリ安静入院加療としてさらに約1ヶ月の診断書が出された。</p> <p>罹災者は当時、保安帽、保安靴を着用していたが、シートベルトは着用していなかった。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>○作業指示の不徹底、作業変更の報告欠如。（作業指示があったものの、大丈夫だろうという思いで指示を守らなかった。また通常時は作業指示を行う立場から、作業変更を事前に報告せず行った。）</p> <p>○危険意識の欠如。（法肩が崩壊しやすい危険な箇所であるにもかかわらず、法面の状態を十分確認せず、作業を行った。）</p> <p>○採掘規格が守られていなかった。（当社は、切羽傾斜70°以下としているが、罹災箇所では70°を越える部分があった。）</p> <p>○保安規程、作業手順の不遵守、周知不徹底及び具体的基準の不備。（規程第46条また作業手順書にも法肩からの転落防止について規定されているが、罹災者は大丈</p>						

<p>夫と判断して作業を行った。なお作業手順書に必要なベンチ幅、法肩からの安全距離等の具体的な基準が定められていなかった。)</p>
<p><b>【対策】</b></p> <p>○軟弱地盤箇所の点検・立入禁止措置、切羽内の転落防止の土盛設置状況の点検、災害事例検討会の実施、現況調査の実施、保安規程・作業手順書の改訂等</p> <p>○保安教育の実施</p>
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○作業前には、作業箇所について点検を行い、安全確認をしましょう。</p> <p>○ほう（報告）・れん（連絡）・そう（相談）を確実に行いましょう。</p> <p>○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおり。</p> <p>&lt;鉱山保安法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落盤又は崩壊（鉱山保安法施行規則第3条第2号）</li> <li>・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第27条第1号）</li> </ul> <p>&lt;労働安全衛生法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検（労働安全衛生規則第401条）</li> <li>・掘削面のこう配の基準（労働安全衛生規則第407条）</li> </ul>
<p><b>【お問い合わせ先】</b></p> <p>九州産業保安監督部 鉱山保安課 松寄、栗原</p> <p>電話番号：092-482-5931</p>

# 平面図



① 転落・横転箇所遠景



② 転落・横転の状況（１）



③ 転落・横転の状況（2）



④ 作業時の状況

